

# 市職員給与等の公表

昭和五十九年四月一日現在における都留市職員の給与等の実態をつぎのとおり公表します。  
昭和五十九年十二月十二日

都留市長 高部 通正

## (1) 人件費の状況

(普通会計予算)

区分	(年度末)	歳出額 A	実質収入	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 57年度の人件費率
58年度	59.3.31 32,025人	千円 7,753,102	千円 175,204	千円 2,163,206	% 27.9	% 26.1

(注) 1. 普通会計とは、一般会計、都留文科大学特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計及び都留診療所特別会計をまとめている。  
2. 人件費には議員報酬手当、委員等報酬及び市長等特別職の給与等を含む。

## (2) 職員給与費の状況

(普通会計予算)

区分	職員数 A	給与費				1人当たり(B/A) 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
59年度	59.4.1 428人	千円 1,046,187	千円 176,840	千円 438,996	千円 1,662,023	千円 3,883

(注) 1. 職員数には、都留文科大学の教員、都留診療所の医師、看護婦等を含む。  
2. 職員手当には退職手当を含まない。  
3. 給与費は当初予算に計上された額である。

## (3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

(昭和59年4月1日現在)

区分	一般行政職			技能労務職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
都留市	185,400円	210,100円	37.1歳	143,600円	156,400円	50.5歳
国	213,340円		40.1歳	193,150円		48.5歳

(注) 一般行政職とは職種区分で、税務職、医師・歯科医師職、薬剤師医療技術職、看護保健職、消防職、企業職、技能労務職及び教育職に該当しない職員をいう。

## (4) 職員の初任給の状況

(昭和59年4月1日現在)

区分	都留市		国		
	決定初任給	採用2年経過日 給料額	初任給	採用2年経過日 給料額	
一般行政職	大学卒	104,000円	114,900円	104,000円	114,900円
	高校卒	87,700円	93,400円	87,700円	93,400円
消防職	大学卒	104,000円	114,900円		
	高校卒	87,700円	93,400円		

(注) 試験採用者の場合をしめす。

## (6) 一般行政職の等級別職員数の状況

(昭和59年4月1日現在)

区別	1等級	2等級	3等級	4等級	5等級	6等級	計
	標準的な職務内容	課長 参事	課長 主幹	課長補佐 主査	係長 主任	事務支員 技術支員	事務員 技術員
職員数	8	19	44	70	85	8	234
構成比	% 3.4	% 8.1	% 18.8	% 29.9	% 36.4	% 3.4	% 100
1年前の構成比	% 3.0	% 8.2	% 18.5	% 29.8	% 36.6	% 3.9	% 100
5年前の構成比	% 3.0	% 6.9	% 15.4	% 15.9	% 45.5	% 13.3	% 100

(注) 1. 都留市の給与条例に基づく給料表の等級区分による職員数である。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの等級に該当する代表的な職名である。

## (5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況

(昭和59年4月1日現在)

区分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
一般行政職	大学卒	179,000円	225,300円	210,300円
	高校卒	141,100円	174,800円	217,200円
技能労務職	高校卒	120,200円	該当者なし	該当者なし
	中学卒	該当者なし	130,100円	155,800円

(注) 1. 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものである。  
2. 経験年数別の10年とは、10年以上15年未満、15年とは15年以上20年未満、20年とは20年以上25年未満の区分にもとづいている。